



本橋書記長への出向を取り消せ！

出向取消仮処分第1回審尋

本橋本部書記長に対する出向取消仮処分第1回審尋が本日、東京地方裁判所で行われました。会社は姑息にも申立書に対する答弁書を、第1回審尋の前日である7月25日の夕方に弁護士事務所にFAXで送りつけてきました。

審尋の中で本橋書記長は「会社は出向者に労働協約第6条の勤務時間中の組合活動を適用しないことを知りつつ、私を出向に出すことは、権利の侵害である。これは組合活動の妨害であり不当労働行為である」また、「新幹線エンジニアリング（SEK）で勤務することにより、年間休日が7日から8日程減ることになり、大きな不利益だ」と強く主張しました。

裁判官は本橋書記長と会社双方の主張を聞き取り、次回期日を決定し、第1回審尋は終了しました。

JR東海労は本橋書記長の東京仕業検査車両所への早期の復帰に向けて、また本人の同意なき54歳原則出向の中止を求めて、第2回審尋に向けて闘っていきます。

本橋出向取消仮処分第2回審尋

9月9日 10時 東京地方裁判所

13F 民事第33部に結集しよう！